

国立大学法人京都大学 宿舎管理規則 新旧対照表

改正前										改正後									
(前 略)										附 則 この規則は、平成24年6月1日から施行する。									
別表第1 (略)										別表第1 (同 左)									
別表第2 (第3条関係)										別表第2 (第3条関係)									
1. 一般宿舎										1. 一般宿舎									
宿 舎 名	所 在 地	構 造	宿 舎 戸 数 (戸)						計	宿 舎 名	所 在 地	構 造	宿 舎 戸 数 (戸)						計
			単 身 用 規 格		世 帯 用 規 格								単 身 用 規 格		世 帯 用 規 格				
			a	b	b	c	d	e					a	b	b	c	d	e	
熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町 下ル東入東竹屋町50	RC			41					41	RC			41					41
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄	RC		(71)					(71)				(28)					(99)	
			71	147	33				251			71	147	61				279	
			(中 略)									(中 略)							
熊取職員宿舎	大阪府泉南郡熊取町朝代西 2-1010	RC			45	6			51				(6)	(1)				(7)	
			(中 略)									(中 略)							
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生舜蛇1	W			4	4			8				4	4				8	
2. 看護師宿舎 (略)										2. 看護師宿舎 (同 左)									
(後 略)																			